

変更後



老人保健施設みのり苑 訪問リハビリテーション

重要事項説明書

(令和2年4月1日現在)



QR

1・当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0176(25)1100

担当者 新山 直人

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

(☞バーコードリーダー対応)

福祉の里 HP へリンクします。

2・当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	老人保健施設みのり苑
所在地	青森県十和田市大字切田字横道100-22
事業所番号	0250680014
電話番号	0176(25)1100
FAX番号	0176(25)1115
電子メール	minorien@fukushinosato.com
ホームページ	www.fukushinosato.com
通常サービス実施地域	十和田市、六戸町、野辺地町

(2) 職員体制

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	業務内容
管理者	理学療法士				1名	従業員及び業務の管理
理学療法士	理学療法士				2名	訪問リハビリテーションの提供
作業療法士	作業療法士				1名	
医師	医師		1名			訪問リハビリテーションの提供に当たり指示を行う

※ 管理者は理学療法士を兼ねる。

(3) 営業日・営業時間

1. 営業日 平日（月～金） ※年末年始（12/30～1/3）は除く
2. 営業時間 午前9：00～午後5：00

3・当事業所の訪問リハビリテーションの特徴等

(1) 運営の方針

お客様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は、要介護状態となることの予防を目的に、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーションを行います。また、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

4・サービス内容

- ① 廃用症候群の予防と改善に関する援助
 - ・長期の安静や臥床による全身の機能低下（身体面、精神面）を予防、改善するために、離床や屋外活動を支援いたします。
- ② 基本動作能力の維持、回復に関する援助
 - ・寝返り、起き上がり、立ち上がり、座位や立位、歩行などの生活に不可欠な動作の自立を支援いたします。特に、これらを自宅という実生活の場で実行的に実行できることをめざします。
- ③ 日常生活活動（ADL）の維持・回復に関する援助
 - ・基本動作に加え、食事、排泄、移動、更衣、入浴、整容、コミュニケーションなどの生活動作の維持、改善を支援いたします。
- ④ 日常生活関連活動（IADL）の維持・回復に関する援助
 - ・基本動作、ADL同様に、炊事、掃除、洗濯、買い物などをはじめとする生活関連活動を維持、改善を支援いたします。
- ⑤ 対人・社会交流の維持・拡大に関する援助
 - ・外出の機会や、人との触れ合いを支援し、廃用症候群や社会的孤立の防止をめざします。
- ⑥ 介護者の介護負担の軽減に関する援助
 - ・介護者様の介護負担について把握し、ご本人様の自立を促すことにより介護負担の軽減をめざします。
- ⑦ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言
 - ・以上①～⑥を実現するために必要となる、福祉用具の活用方法や住環境のあり方について、専門的な視点から提案や助言をさせていただきます。

5・利用料金

(1) 利用料

1回あたりの料金	292円/回
----------	--------

(2) 加算料金

リハビリテーション マネジメント加算	I	医師、療法士その他の職種が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合	230円/月
	II	上記に加え、リハビリテーション会議を開催、計画書の説明は療法士が行った場合。	280円/月
	III	IIに加え、計画書の説明は医師が直接行った場合。	320円/月
	IV	厚生労働省へのデータ提出など	420円/月
社会参加支援加算		社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100分の5を超えた場合	17円/日
サービス提供体制強化加算		勤続年数3年以上の理学療法士、作業療法士がいる場合に加算されます。(別に利用定員・人員基準に適合)	6円/回

※65歳以上の被保険者の介護保険の負担割合については所得に応じて1割から3割に区分されます。

(3) その他

ア. お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

イ. 料金の支払方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払いは請求書到着後、30日以内にお願ひ致します。お支払いの確認がとれ次第、領収書を発行致します。お支払い方法は、①「現金払い」、②「銀行振込」、③「自動引落とし」の3通りがあります。銀行振込をご利用される場合には、請求書に同封される口座名義へお願いいたします。ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

※自動引落としは青森銀行の提供する「あおもりワイドネットサービス」とゆうちょ銀行の自動引落としの2種類があります。ご利用される方は別途申込書への記入が必要となります。詳細については別紙を参照下さい。

銀行振込 青森銀行 十和田支店 普通預金
 口座番号 1121364
 口座名義 社会福祉法人 福祉の里
 理事長 山本 孝司

6・サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申込ください。当事業所職員がお伺いいたします。

訪問リハビリテーション計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

利用者の状態、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までにご連絡いたします。

③自動終了

以下の場合、双方連絡がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定において、非該当（自立）又は要支援状態と認定された場合
- ・お亡くなりになった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等については、利用者から解約をご連絡することによってサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われなかった場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、3ヶ月以上に涉ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は、利用者・家族等が当事業所や当事業所の従業者に対して背信行為を行った場合はサービスを終了することができます。

7・サービスに関する相談・苦情

(1) 事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 新山 直人

電話 0176-25-1100

FAX 0176-25-1115

受付日 月曜日～金曜日・祝日 ※年末年始（12/30～1/3）は除く

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

- ・当該事業所に関する利用者及び身元引受人等からの相談・苦情に対し、迅速且つ適切に対応するため、上記担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措

置を講じ、利用者及び身元引受人等に説明いたします。

(2) 第三者委員

当法人（社会福祉法人 福祉の里）では客観的に外部の立場から、相談・苦情・要望の解決にあたる第三者委員を設置しております。

【第三者委員】 苫米地 孝子 ・ 石山 則子

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口にて苦情を伝える事が出来ます。

- 1 十和田市役所 高齢介護課（直通）

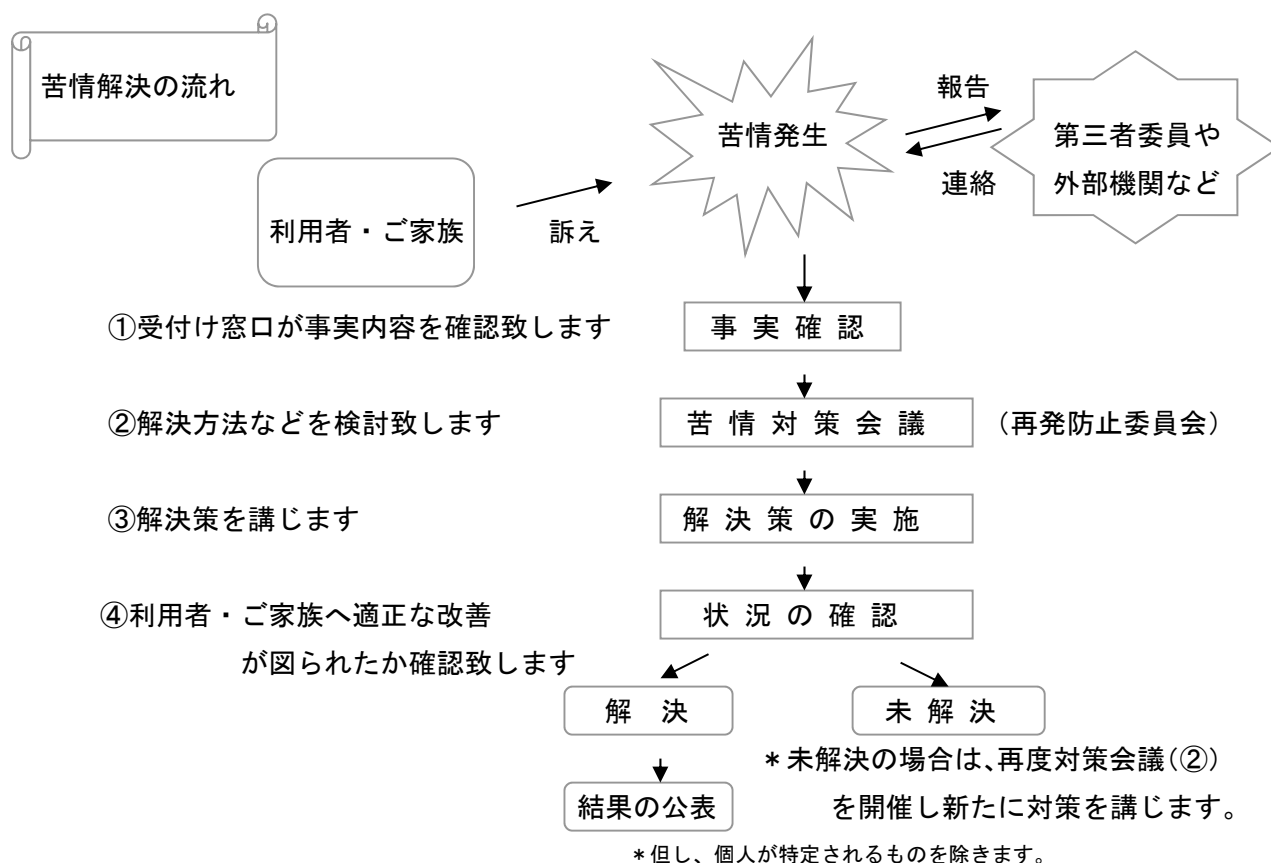
0176-23-6720

- 2 青森県国民健康保険団体連合会（介護保険苦情相談窓口）

017-723-1301

- 3 青森県運営適正化委員会（福祉サービス相談センター）

017-731-3039



8・秘密保持について

- (1) 当事業所及び当事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議で

必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

9・事故について

- (1) 当事業所のサービスを利用中に事故が発生した場合は、速やかに都道府県・保険者及び関係各機関ならびに身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所のサービスを利用中の事故の内、損害を賠償すべき事故である場合には、速やかに損害の賠償をいたします。(当事業所は全老健共済会の損害賠償保険に加入しております。)
- (4) 利用者の過失による事故が発生した場合は、利用者及び身元引受人に責任を持って対応していただきます。また、当事業所が損害を被った場合は、当事業所は利用者又は身元引受人に対してその損害の賠償を請求いたします。

10・法人および施設運営に関する情報の公開

社会福祉法人福祉の里の運営に関する詳細(財務内容・事業内容ほか)は社会福祉法・介護保険法の規定により随時、閲覧することができます。閲覧を希望される方は直接事務室までお申し出ください。

また、法人ホームページ(www.fukushinosato.com)および広報誌「広報みのり」等においても情報の公表に努めて参ります。



QR

重要事項説明書【別紙1】

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当法人は信頼の介護サービスに向けて、利用者様に良い看護・介護を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「利用者様の個人情報」につきましても適切に保管し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当法人では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当法人が利用者様の個人情報を収集する場合、利用者様の看護及び介護にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報の利用及び提供について

当法人は、利用者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- 利用者様の了解を得た場合
- 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合（注1）
- 法令等により提供を要求された場合

当法人は、法令の定める場合を除き、利用者様の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。（注2）

3. 個人情報の適正管理について

当法人は、利用者様の個人情報について、正確かつ最新の情報に保ち、利用者様の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は利用者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当法人は、利用者様の個人情報について利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当法人の「利用者情報の提供等に関する指針」に従って対応します。又、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. お問い合わせ窓口

当法人の個人情報保護方針に関してのご質問や利用者様の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

「 窓 口 」 社会福祉法人福祉の里 統括本部総務部 山本 貴之
介護老人保健施設みのり苑 支援相談室 支援相談員
連絡先 0176-25-1100 (代)

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当法人は個人情報保護方針に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

平成 19 年 10 月 1 日

社会福祉法人 福祉の

里

理事長 山本 孝司

(注1) 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態をいう。

(注2) 第三者とは、情報主体及び受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目定に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体又は個人を指す。

※ この方針は、利用者さまのみならず、当法人の職員および当法人と関係のある全ての個人情報についても上記と同様に取扱いします。

当法人では利用者様の個人情報の保護に万全の体制をとっています

当法人では、利用者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

なお、疑問などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

当法人での利用者様の個人情報の利用目的は

1. 法人内での利用
 - (1) 利用者様に提供する看護・介護サービス
 - (2) 介護保険事務
 - (3) 入退所等の居室等管理
 - (4) 会計・経理
 - (5) 看護・介護事故等の報告
 - (6) 当該利用者様への看護・介護サービスの向上
 - (7) 施設内実習への協力
 - (8) 医療の質の向上を目的とした施設内症例研究
 - (9) その他、利用者様に係る管理運営業務
2. 法人外への情報提供としての利用
 - (1) 病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、市町村等との連携
 - (2) 他の介護サービス事業者等との連携
 - (3) 利用者様が診療等の為、外部に医師等の意見・助言を求める場合
 - (4) 検体検査業務等の業務委託
 - (5) ご家族等への説明
 - (6) 保険事務の委託
 - (7) 審査支払機関へのレセプトの提供
 - (8) 審査支払機関または保険者からの紹介への回答
 - (9) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
 - (10) 賠償責任保険等に係る、看護・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
 - (11) その他、利用者様への介護保険事務に関する利用
3. その他の利用
 - (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - (2) 外部監査機関への情報提供

①上記の内、他機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出下さい。

②お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

③これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

利用者・ご家族様へ

利用料金の自動引落としサービスのご案内

平素は、当法人事業所をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
利用料のお支払い方法については、青森県内の主な金融機関からの自動引落としが出来る「あおり
ワイドネットサービス」による自動引落としとゆうちょ銀行の自動引落としがご利用いただけます。
これにより法人内で複数の事業所を利用された場合でも一括引落としでも支払いが可能となるため
事業所毎に支払う手間が省けます。
ご利用の詳細については、下記に記載しましたのでご確認ください。

記

- 取扱い金融機関 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、みずほ銀行、東奥信用金庫、東北労働金庫、岩手銀行、秋田銀行、青森県内の農業協同組合
- 引落日 毎月30日
- 手数料 1回につき100円（税抜き・お客様負担）
- 対象事業所 福祉の里のサービス事業全て
（複数のサービスをご利用の方や夫婦でのご利用の場合においても一括引落としが可能です。）
- 申込方法 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、銀行届出印欄に押印したものを各施設窓口にお持ち下さい。
- 引落口座 利用者ご本人の口座、またはご家族名義の口座
- 領収書の発行 領収書については、入金確認後に郵送させていただきます。

※ゆうちょ銀行による引落としについては取扱いが若干異なります。詳細については担当職員にお問合せ下さい。

お問い合わせ先

老人保健施設みのり苑	0176-25-1100
ケアハウスボナール十和田	0176-22-2211
福祉の里アネックス元町	0176-21-1888

《重要事項説明同意書》

令和 年 月 日

訪問リハビリテーションの提供にあたり、重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 青森県十和田市大字切田字横道100-22
名称 老人保健施設みのり苑（訪問リハビリテーション）

説明者 _____ 印

私は、本書面により、事業者から訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、その内容について同意いたします。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印